

あなたらしく生きる

そんなあたりまえのこと

困難になつた時

「社会福祉士」が

あなたのチカラになります

Saitama Association
of Certified
Social Workers



社会福祉士をご存じですか？



社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められた、社会福祉専門職の国家資格です。



身体や精神、環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障がある方々の相談にのり、その方に必要な法律や制度、地域サービスや情報などを助言し、援助します。



生活の中での困難な状況に応じて、行政や保健・医療福祉施設など最も適した関係機関や専門職等につなぐ役割も担っています。

社会福祉士は こんなところで働いています

社会福祉士は皆さんの身近なところにいて、職場によって「〇〇ソーシャルワーカー」「〇〇相談員」「〇〇支援員」「〇〇専門員」「〇〇指導員」などさまざまな呼び方をされています。

地域包括支援センター

高齢者の生活の相談に応じ、総合的な支援をします

介護保険事業所

介護保険サービスについて相談に応じ、支援します

福祉施設

利用者の生活の様々な相談に応じ、支援します

学校

学校生活で困った時に、スクールソーシャルワーカーなどが相談支援します

成年後見人

高齢者や障害のある方の財産管理や福祉サービスの利用援助をしています

市町村・社会福祉協議会

福祉相談窓口での相談をおして最も適した福祉サービス等を紹介します

独立型社会福祉士事務所

街角のソーシャルワーカーとして、個人事務所を開設し、身近に相談に応じます

社会福祉士

社会福祉士はよりよい相談支援を目指し
福祉のプロフェッショナルとして
専門性を磨いています

- ◆次々と変化する社会の要請にこたえるため、社会福祉士は生涯研修を義務づけられ、日々、専門知識と実践力を高める自己研さんに取り組んでいます。
- ◆「社会福祉士の倫理綱領」－日本社会福祉士会－に基づいて一人ひとりの考え方や価値観を尊重し、知りえた情報等の秘密を守ります。

埼玉県社会福祉士会のご案内

埼玉県社会福祉士会は、社会福祉士の国家資格を有する者で組織する職能団体です。

平成5年に設立して以来、高齢者や生活困窮者の相談援助事業などを重ね、平成23年7月に公益社団法人となりました。平成24年10月現在約1400人の会員を擁し、社会福祉への貢献を目的として様々な活動に取り組んでいます。都道府県ごとに同様の団体があり、全国組織（日本社会福祉士会）としての活動にも加わっています。

埼玉県社会福祉士会は こんな活動をしています

▶生活困窮者に対する支援

自立支援専門員事業、住宅ソーシャルワーク事業、シェルター運営、ホームレス巡回相談事業

▶権利擁護のための支援

高齢者虐待対応専門職チームの派遣

▶生活全般にかかる相談支援

医療福祉相談会、生活相談事業

▶福祉事業関係者のための研修支援

地域包括支援センター研修、生活困窮者支援研修、専門里親研修

▶成年後見にかかる相談支援

権利擁護センターばあとなあ埼玉の運営、成年後見人養成研修、成年後見相談

▶一般の方のための研修・講座

公開研修、成年後見活用講座、多文化共生ソーシャルワーク研修

▶社会福祉士のための研修支援

基礎研修、施設実習指導者研修、各種専門研修

▶福祉全般にかかる調査研究・提言

実態調査、研究発表、提言活動

このほかにも様々な活動や情報提供をしています。詳しくはホームページでご覧ください



活動例の紹介

地域の取組への支援

高齢者虐待対応専門職チームの派遣

虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援に取り組む市町村に対し、埼玉弁護士会と埼玉県社会福祉士会とが連携して、弁護士・社会福祉士のチームを派遣しています。法律・福祉両面から専門的助言や協議、調査等を行い、市町村の虐待対応にあたっての支援を行います。

全国的な取組への参加

東日本大震災の被災者支援活動

会として被災者支援チームを編成し、震災直後にスーパーアリーナに避難した双葉町被災者への相談活動を行い、病院や福祉施設等の利用支援を行いました。また、県内に転居した方々の相談支援をはじめ、岩手、宮城に会員を派遣して、被災者の生活課題の聞き取りを行い、解決に向けた相談活動を行いました。

● 権利擁護センター ぱあとなあ埼玉とは ●

社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度に関する活動を行っている埼玉県社会福祉士会の中の組織です。

成年後見制度とは

既に判断能力が不十分であれば ▶▶▶ 法定後見制度

精神上の障害により判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為において意思決定が困難な人について、成年後見人等(後見人、保佐人、補助人)がその判断能力を補う制度です。利用する場合は、家庭裁判所に申立書を提出して審判をしてもらいます。

契約に必要な判断能力があるうちに ▶▶▶ 任意後見制度

前もって、判断能力が不十分になった時に、誰に何を(法律行為)してもらうのか公正証書で契約を締結しておきます。

ぱあとなあ埼玉の会員は

ぱあとなあ名簿登録者(第三者後見人として受任できる会員)を中心に、
(公社)埼玉県社会福祉士会所属の社会福祉士で構成されています。

ぱあとなあ埼玉の各種事業

成年後見・福祉の電話相談／来訪相談(要予約・無料)

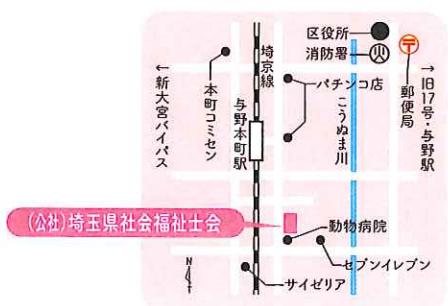
毎週土曜日 午前10時～午後1時

- 成年後見人等の候補者推薦(ぱあとなあ名簿登録者、法人後見対応可)
- 成年後見に関する研修開催
支援者の為の成年後見活用講座 など…
- 成年後見に関する研修会、相談会等に講師及び相談員の派遣(有料)
- その他、成年後見制度に関すること

まずは、お電話下さい！ 048(857)1717(平日9:30～17:30)



公益社団法人 埼玉県社会福祉士会
権利擁護センター ぱあとなあ埼玉



〒338-0003さいたま市中央区本町東1-2-5

ベルメゾン小島103号

TEL 048-857-1717 FAX 048-857-9977

E-mail:s-info@saitama1717csw.jp

E-mail:p-info@saitama1717csw.jp(ぱあとなあ埼玉専用)

ホームページ <http://saitama1717csw.jp/>

◇ 入会のお申込みや会の活動に関する事など、お気軽にお問合せください

◇ 事務局は平日の9時30分から17時まで職員が対応しています